

中枢都市めざして



「豊かな県民生活の実現」を基本目標とした県計画を主軸に、昭和四一年度の県政も新しいスタートを切った。

昭和三十九年の県内生産所得は、二、八八〇億円、その増加率は一五・二％で、全国の増加率一三・四％を上廻り、県民一人当たり分配所得の対全国格差は、七七・二％から八〇・二％へと縮まってきている。

昭和四十一年度県政は、投資事業の大幅な推進産業の高度化・近代化、教育の振興、社会保障の充実の四点を重点とし、県民所得の増大と県民福祉の向上という基調に沿って、真実に進められようとしている。

本号では、新年度県政の重点事業を、各部局別に紹介し、これからの県政の方向を明らかにしてみたい。

文書文教課

文書文教課における本年度事業のおもなものとして、私立学校振興のための助成措置がある。

本県では、昭和三十七年度の高校生徒急増期以来、私学助成に重点をおいてきたが、急増が一段落をとげた本年度においても、私学側の要望の強い、いわゆるひもつきでない私学振興助成金、私立学校

教職員共済組合補助金のほかに、新たに発足を予定されている私学振興会に対する補助の三本の柱を樹て、三、五一〇万円を計上した。

このうち、私立学校教職員共済組合補助については、従来高等学校以下を対象としていたが、本年度分から大学まで枠を拡げた。

また、私学振興会は、県内の高等学校をもつ学校法人が中心となって法人を結成し、県の補助金や学校法人の出捐金などで一定額の基金を積み立て、私立学校の施設設備充実のために必要な資金を低利で貸し出し、その運用益金で私立学校教職員の研修事業や福利厚生事業の経費にあてようとするもので、私学恒久の振興基金として活用されることを期待している。

職員課

職員課の仕事の内容は、課名の示すように、人事、給与に関するものを除いたその他の県職員に関するものもろもろのことである。

まず、職員研修の企画、実施がある。

いうまでもなく、最近の社会の進展はまことにめまぐるしく、その中で県政は、多種多様な分野で重要な役割を果たしている。この県政を担当する県職員が地域住民全体の奉仕者としての自覚に徹し、民主的に能率的な職員となるよう努めると同時に、急激に進歩発展する社会の情勢に適応しうる新しい知識や技術

の修得を絶えず心掛けることは、県政を適切・円滑に執行していくうえにおいて、欠くことのできないことである。

このような意味で、職員課研修係が中心となって、職員研修の活発な実施と推進に力を注いでいるわけである。

四月一日付で発令された新規採用職員一、二四名に対して、一カ月間にわたる研修を実施したが、まだ学生気分が抜けきらない研修生も、五月一日の職場配属時には、この研修によって、一人前の県職員として立派に巣立っていった。

ちなみに、この研修には、県下各市町村から実務研修生として、一年間県に派遣された市町村職員若干名も参加して、県職員の卵たちと机を並べて、県政の総合的、体系的な理解に励んだ。

このほかにも本年度は、管理者（課長級以上）、監督者（係長級）に対する研修を重点的に実施すると同時に、各層にわたる各種研修を実施する予定であり、また職場研修の推進にも力を注ぐつもりである。

このような研修のほか、職員の健康の維持増進をはかるなど、職員及び家族の福利、厚生面において、後顧の憂いなく、職員が職務に専念できるよう、明るく、能率的な職場環境を作っていくことは、職員課の重要な仕事の一つである。

管財課

管財課は県の公有財産の総括管理を行

なう（県営球場・プールは直接管理）ほか、出先機関庁舎の整備を行なっている。

本年度はメートル法の完全実施にとともに、県有土地・建物の面積換算を実施すると共に、前年度から継続している土地・建物の再評価を完了し、土地の未登記の解消に努めて、公有財産台帳の整備をはかることとしている。

そのほか公用に供さない普通財産を処分して県財政に寄与するほか、財産の効率的利用について十分な検討を加え、財産の適正な管理、運用をはかりたい。

出先機関の庁舎整備の一つとして、本年度は天草地方の合同庁舎を建設する予定の敷地を造成する計画である。

新しい県庁舎も本年度末には完成するので、その管理態度を固め、万全を期したい。

税務課

豊かな県民生活実現をめざした県計画を初めとする、重要施策を積極的に遂行するためには、県財政の確立が先決要件であり、その財政収入中、基本的自主財源である県税収入の増強確保に重大関心をもたれるところである。

昭和四一年度の県税収入は、県才入の当初予算五一・二億円中、約六五億円が見込まれている。

県税収入確保の背景

ところで県税収入は、経済事情、とり

わけ県内産業の好、不況などによりいぢるしい影響をこうむるものである。昭和四一年度の経済情勢はようやく前年中の不況を脱脚しつつあるとはいえ、にわかに、好転を期待することは困難と思われ、さらに公共投資関係事業早期施行などによる景気のテコ入れなど、一連の施策が行なわれるとはいえ、その効果が年度内の税収としてはねかえりには、多くを期待できないと考えられる。

税務事務執行の重点

県税の賦課徴収事務は、すべて租税法規の厳正な執行であり、適正課税、完全徴収を期するとともに、県民の税に対する正しい理解と協力に基づく自主納税体制の整備を、一層強力に推進する方針である。これがため、

- 1、自主申告が適正に行なわれるようその徹底をはかるとともに、反面、基礎資料のしゅう集による調査の徹底により、課税の適正、迅速な処理をする。
- 2、納税組合の育成、税務広報を活発に行ない、自主納税体制を一層強化する。
- 3、納税秩序の確立を期し、滞納整理を促進し徴収確保をはかる。
- 4、税務執行の厳正公平、効率的運営のため職員研修に重点をおく。
- 5、事務改善、機械化により納税者の利便と事務の能率化、合理化を推進する。
- 6、租税に対する正しい認識と関心を高

地方課

め、将来社会人として税に対する正しい理解と積極的な態度で政治に参加することのできる県民を育成するため、中、小学校における租税教育を実施する。

- 一、市町村行政の運営について
 - (一) 広域行政の推進

急速な経済の発展、交通通信手段の発達に伴う行政水準の高度化、広域化あるいは格差是正の要請に対処するため、一部事務組合など事務の共同処理方式の採用についてさらに積極的な推進をはかる。
 - (二) 財政査察の強化

市町村の財政運営の健全化に資するという目的のもとに、従来から実施している財政査察については、逼迫の度を深める最近の財政事情にも鑑み、さらに内容の充実した査察を実施し、財政運営の充実に努める。
- 二、人事管理体制の確立について
 - (一) 地方公務員法の改正に伴う指導強化
 - (二) 市町村職員給与の適正化の指導
 - (三) 市町村職員採用試験共同実施の推進
- 三、市町村財政の運営について
 - (一) 財政秩序の確立
 - (二) 国と県、県と市町村間、地方団体と住民間における負担区分の明確化が強く要請されているので、いやし